

ヒナタメリット契約
(選択約款)

令和3年4月1日実施

西部ガス佐世保株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. この選択約款の変更	1
3. 契約の締結	1
4. 料金	1
5. 調整単位料金	1
6. 割引制度	2
7. その他	2
付則	3
1. 実施の期日	3
（別表）	4
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	4
2. 料金表 1	4
3. 料金表 2（割引制度）	5

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、特に定める場合を除き、一般ガス供給約款と同じ意味を有するものいたします。

2. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によります。変更の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合に準じます。

3. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、需要場所ごとに所定の方法により当社に使用を申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づくガス需給契約は、当社が(1)の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、当社は、一般ガス供給約款(7. 承諾の条件)における承諾できない事由に該当する場合には申し込みを承諾できないことがあります。
- (3) お客さまは、この選択約款に基づくガス需給契約によるガスの使用開始日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで(以下「最低利用期間」といいます。)契約を継続していただきます。
- (4) 当社は、この選択約款又は他の約款(一般ガス供給約款を除きます。)に基づくガス需給契約を最低利用期間経過前又は契約期間満了前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款に基づくガスの使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のこの選択約款又は他の約款に基づくガス需給契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) お客さまが最低利用期間経過前にこの選択約款に基づくガス需給契約を解約し、同一需要場所で新たに当社に対して他の約款(一般ガス供給約款を除きます。)に基づくガスの使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のこの選択約款に基づくガス需給契約の解約の日から1年に満たない場合には、当該申し込みを承諾できないことがあります。

4. 料金

当社は、別表1に基づき料金を算定いたします。その他は、一般ガス供給約款に準じます。

5. 調整単位料金

当社は、一般ガス供給約款に準じて調整単位料金を算定いたします。基準単位料金は、別表2に定める基準単位料金といたします。

6. 割引制度

- (1) 当社は、この選択約款に基づくガス需給契約の料金が適用されている同一需要場所において、西部ガス株式会社との電気の需給契約が成立しているお客さまに対して、割引制度（ガスプラスでんき割引）を適用いたします。
- (2) 当社は、当社があらかじめ定めた日までにこの選択約款に基づくガス需給契約及び西部ガス株式会社との電気の需給契約が成立している場合は、原則として、その日が属する月の翌月の定例検針日の料金算定期間の使用量に基づく料金に対して割引制度を適用いたします。
- (3) 当社は、当社があらかじめ定めた日までにこの選択約款に基づくガス需給契約若しくは西部ガス株式会社との電気の需給契約のいずれかが解約している場合は、原則として、その日が属する月の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。
- (4) 当社は、割引制度を適用する場合、別表1（4）に基づき割引額を算定いたします。

7. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を準用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年4月1日から実施いたします。

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものとしたします。
- (2) 割引前料金額は、別表2に定める基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものとしたします。
- (3) 従量料金は、別表2に定める調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額は、割引前料金額に別表3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものとしたします。ただし、割引額算定の結果が別表3に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一としたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円としたします。
- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (6) 調整単位料金の適用基準は一般ガス供給約款に準じます。

2. 料金表1

(1) 適用区分

料金表	適用する使用量
料金表A	0立方メートルから14立方メートルまでの場合
料金表B	14立方メートルを超え、19立方メートルまでの場合
料金表C	19立方メートルを超える場合

(2) 料金表A (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1か月につき	968.00円
--------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	248.50円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1か月につき	1,133.00円
--------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	237.25円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1 か月につき	1,518.00 円
---------	------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	217.58 円
-------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (割引制度)

ガスプラスでんき割引

(1) 割引率

割引率	3 パーセント
-----	---------

(2) 割引上限額

割引上限額 (1 か月につき)	1,100 円 (消費税等相当額を含みます)
-----------------	---------------------------